

# 令和 8 年 度

## 第 52 回鹿島市立西部中学校 PTA 定期総会

## 第 32 回鹿島市立西部中学校教育振興会総会

期日：令和 8 年 4 月 17 日（金） 14：05～15：20

### 総 会 次 第

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 学校長挨拶
- 4 議長選出
- 5 議 事
  - (1) 1号議案
    - ① 令和 7 年度事業報告及び会計決算報告、及び文化体育費会計報告 …P1-3
    - ② 監査報告
  - (2) 2号議案
    - ① 令和 7 年度教育振興会事業報告及び会計決算報告 …P4
    - ② 監査報告
  - (3) 質疑（1号議案、2号議案について）
  - (5) 3号議案
    - ① 令和 8 年度新役員の承認 …P5
    - ② 新役員紹介、挨拶 …P6-9
    - ③ 令和 8 年度 P T A 活動方針…P10
  - (5) 4号議案
    - ① 令和 8 年度事業計画（案）及び会計予算（案）…P11-13
  - (4) 質疑（3号議案、4号議案について）
  - (5) その他
    - ① P T A 会則・細則・旅費規程について …P14-17
    - ② 教育振興会会則について …P18-19
- 6 感謝状の贈呈
  - ① 感謝状贈呈
  - ② 退任役員代表の挨拶
- 7 その他
  - インターネット等の安全な利用について…P20-21
  - 学校生活におけるルールとマナーについて …P22-23
  - 西部中学校 教育計画について…P24
  - 西部中学校 令和 8 年度年間行事計画・部活動運営計画について P25-33
- 8 閉 会
  - 学校職員の紹介

### 【 会 場 移 動 】

- 学年別懇談会（15:30～16:15）  
会場：1年生（柔道場）、2年生（第2体育館）、3年生（第1体育館）  
・各学年の経営方針及び学年会計予算（案）など

【 西部中 】 TEL : 62-1211 FAX : 62-6092

会 員 名	
-------	--

# 第1号議案

## 令和7年度 西部中学校PTA西部中学校PTA活動報告

4月	7日	新旧常任委員会	図書室 19:00～
	～15日	学級役員選考	各学級担任
	11日	新旧会長、校長会	エイブル 19:00
	15日	全体役員会	第2体育館 19:00～
	18日	授業参観、PTA総会	参観者226、総会149(委任状325)
5月	12日	第1回常任委員会	図書室 19:00～
	15日	第1回広報部会	図書室 19:00～
	24日	第1回母親部長会議	
	24日	会長、母親部長、保体部長合同会議	かたらい 19:00～ 会長、保体部長、母親部長
6月	7日	佐賀県PTA連合会定期総会	佐賀市メートプラザ佐賀 13:30～
	11日	第1回学校運営協議会	図書室 14:15～ 会長、校長他関係者13名
	12日	第2回常任委員会	図書室 19:00～
	13日	命の大切さを学ぶ教室	体育館 14:20～
	15日	市P連懇親球技大会	西部中学校9:00～ 18名(6日、13日 19:30～21:00練習)
7月	4日	第2回広報部会	図書室 19:00～
	10日	第1回学校給食センター運営委員会	市役所 18:00～ 会長、母親部長
	10日	3年生合唱コンクール	サクラス
	11日	琴路会総会	図書室 17:30～
	13日	第3回常任委員会	図書室 19:00～
	14日	PTA新聞第132号発行	生徒、保護者
	15日	母親研修会	佐賀市文化会館(不参加)
	25日	子ども・若者育成指導者研修会	アバンセ14:00～会長(不参加)
8月	29日	第1回いじめ防止対策委員会	図書室 15:30
	8・9	鹿島おどり巡回指導	21:30集合 随時巡回 保体指導部
	29日	連携・協力会議	新世紀センター 18:00～
10月	2日	第1回いじめ防止等対策委員会	校長室15:00～ 校長、会長他、関係者7名
	3日	第4回常任委員会・保体指導部合同会議	図書室 19:00～
	10日	第1回会長会議	かたらい 19:00
	11日	校内美化活動	総務環境部 13名
	19日	第51回体育大会	体育大会駐車場 保体指導部 学年部 常任委員 16名参加(7:00集合)
	18日	九P福岡大会	3名参加
11月	1日	県P 家族でホットタイム	県P一斉取り組み活動
12月	4日	会長・広報部長会議	かたらい 19:00
	12日	1・2年合唱コンクール	西部中体育館
	17日	第5回常任委員会	図書室 19:00～
1月	22日	第6回常任委員会	図書室 19:00～
	24日	佐賀県PTA連合会市郡連リーダー研修会	ホテルニューオータニ佐賀 14:00～
2月	8日	市P活動研究・少年の夢合同発表会	サクラス13:15～
		市P連 懇親会	家督屋18:00～
	19日	学校保健委員会	
	20日	第7回常任委員会	図書室 19:00～
	24日	第2回いじめ防止等対策委員会	校長室15:00～ 校長、会長他、関係者7名
	25日	母親部長会議	かたらい19:00～
3月	26日	第2回会長会議	かたらい19:00～
	2日	PTA新聞第133号発行	
	16日・23日	PTA会計監査	会議室17:00～
その他	16日	第8回常任委員会	図書室19:30～
		県Pいじめ防止標語コンテスト10月～1月	

令和7年度 鹿島市立西部中学校PTA会計決算報告書

単位:円

【収入の部】

項 目	7年度予算	決算額	増 減	備 考
1 繰越金	¥2,379,325	¥2,379,325	0	
2 会 費	1,620,000	1,631,385	11,385	保護者(3240*463.5)、職員(3,240*31+2,635*10+2890*4)
3 雑収入	0	14,400	14,400	昨年度までの未納分
4 その他	0	0	0	
合 計	3,999,325	4,025,110	25,785	

【支出の部】

単位:円

款 項 目	7年度予算	決算額	残 額	備 考
1 運営費	1,150,000	522,197	627,803	
(1) 会議費	170,000	34,000	136,000	
① 総会費	50,000	0	50,000	総会用資料(インク、用紙、額縁、封筒等)
② 各種役員会費	120,000	34,000	86,000	九P(福岡県)大会参加費、各種会議への参加費
(2) 事務費	510,000	58,399	451,601	
① 役員旅費	400,000	47,079	352,921	九P(福岡県)大会旅費、各種会議への参加旅費日当等
② 渉外費	40,000	0	40,000	市P総会、市P連研究大会
③ 慶弔費	50,000	10,000	40,000	会員死去によるご香典代
④ 事務費	20,000	1,320	18,680	振込手数料等
(3) 負担金	470,000	429,798	40,202	
① 負担金	470,000	429,798	40,202	市P連合会費、県P連合会費、県P安全互助会費
2 活動費	1,768,400	710,844	1,057,556	
(1) 成人教育費	580,000	480,074	99,926	
① 研修費	20,000	0	20,000	会長研修費
② 諸行事参加費	60,000	0	60,000	各種行事、会議費参加費等
③ 広報費	500,000	480,074	19,926	広報誌「セイブ」発行
(2) 生活福祉費	210,000	171,000	39,000	
① 教育奨励費	160,000	171,000	△ 11,000	証書ホルダー、胸章
② 校外生活指導費	30,000	0	30,000	
③ 進路指導費	20,000	0	20,000	
(3) 専門部費	850,000	1,570	848,430	
① 総務環境部費	450,000	1,570	448,430	教育講演会、環境整備 泥上げお茶代
② 広報部費	50,000	0	50,000	
③ 保体指導部費	100,000	0	100,000	環境整備 泥上げ
④ 母親部会費	250,000	0	250,000	ミニバレー、駐車場係お茶等
(4) 部会費	108,400	58,200	50,200	
1年学年部活動費	34,200	10,000	24,200	(@200*171)大玉購入補助
2年学年部活動費	36,000	10,000	26,000	(@200*180)大玉購入補助
3年学年部活動費	38,200	38,200	0	(@200*191)大玉購入補助・花束代
(5) 地区研修費	20,000	0	20,000	
① 活動費	20,000	0	20,000	
3 教育振興費	450,000	182,460	267,540	
(1) 学校行事協力費	340,000	165,250	174,750	
① 各種行事協力費	200,000	85,250	114,750	儀式花代、浄書委託料
② 文化体育協力費	140,000	80,000	60,000	九州・全国大会参加補助
(2) 研究奨励費	110,000	17,210	92,790	
① 職員研修費補助	100,000	14,500	85,500	研究大会参加費、資料代等
② 各種研究費負担金	10,000	2,710	7,290	地区文教部費
4 予備費	895,725	57,090	838,635	
(1) 予備費	895,725	57,090	838,635	
① 予備費	895,725	57,090	838,635	PTA Tシャツ代
			0	
合 計	4,264,125	1,472,591	2,552,519	

収入計 - 支出計 = 残金

¥4,025,110 - ¥1,472,591 = ¥ 2,552,519

以上、報告いたします。

(令和8年度へ繰り越し)

令和8年3月16日 鹿島市立西部中学校 会計担当 福山憲一

監査の結果、上記の通り相違ないことを認めます。

令和8年3月16日 鹿島市立西部中学校 P T A 監査委員

嶋田将臣 山本理恵子

# 令和7年度 鹿島市立西部中学校 文化体育費会計報告

## ◎ 収入の部

No	項目	適用	金額	備考
1	繰越金	前年度繰越金	¥2,944,036	
2	集 金	文化体育費(@700*541)	¥ 378,700	
3	前年度までの未納分		¥ 8,500	
4	鹿島市学校教育 諸活動補助金	九州中体連 水泳部	¥ 175,700	
5		九州中体連 剣道部	¥ 39,800	
6		九州中体連 陸上競技部	¥ 108,100	
7		九州中体連 女子バレーボール部	¥1,130,200	
8	返金	九州中体連 陸上部 返金	¥ 4,689	
		九州中体連 剣道部 返金	¥ 10,728	
		九州・全国中体連 水泳部 残金	¥ 7,360	
収入計			¥4,807,813	

## ◎ 支出の部

No	項目	適用	金額	備考
1	負担金	地区中体連学校負担金(@185円)	¥ 100,270	
		運動部活動負担金	¥ 57,200	
2	県中体連	県中体連参加費(@1000円)	¥ 119,000	
3	県吹奏楽大会	佐賀県吹奏楽大会 大会参加費・交通費	¥ 115,500	佐賀市
4		佐賀県吹奏楽大会 楽器輸送費	¥ 41,800	佐賀市
5	九州大会参加費	選手1人3000円× 19名	¥ 57,000	
6	九州大会	陸上競技部 中体連九州大会 生徒派遣にかかる諸経費	¥ 210,000	鹿児島県鹿児島市
7		水泳部 中体連九州大会 生徒派遣にかかる諸経費	¥ 190,000	大分県別府市
8		剣道部 中体連九州大会 生徒派遣にかかる諸経費	¥ 80,000	大分県大分市
9		女子バレー部 中体連九州大会 生徒派遣にかかる諸経費	¥1,130,200	宮崎県都城市
10	その他	体育大会Tシャツ代	¥ 296,450	
		体育大会大玉	¥ 201,000	
支出計			¥2,598,420	

収入計	-	支出計	=	残金
¥ 4,807,813	-	¥ 2,598,420		¥ 2,209,393

(令和8年度へ繰り越し)

令和8年3月23日 鹿島市立西部中学校 文化体育費 会計担当 福山 憲一

令和8年3月23日 鹿島市立西部中学校PTA監査委員

山本理恵子 鶴田将臣

第2号 議案

令和7年度鹿島市立西部中学校  
教育振興会事業報告及び会計決算報告について

令和7年度 鹿島市立西部中学校 教育振興会会計報告

1 収入の部

項目	金額	備考
前年度繰越金	2,243,595円	
第51回卒業生会費	191,000円	1,000円×191名
雑収入	1,929円	貯金利息
計	2,436,524円	

2 支出の部

項目	金額	備考
通信費	22,100円	「琴路会」総会案内文書配布
計	22,100円	

3 収支の部

(収入の部) - (支出の部) = 残金(令和7年度へ繰り越し)  
2,436,524円 - 22,100円 = 2,414,424円

4 積み立ての部

項目	金額	備考
定期預金口座開設(JAバンク)	5,000,000円	平成26年9月22日 預入
定期預金 預入金額	5,006,228円	(令和7年9月22日現在)
利息	3,689円	

以上、報告いたします。

令和8年3月17日 鹿島市立西部中学校 教頭 瀧上 恭久

監査の結果、上記のとおり相違ないことを認めます。

令和8年3月23日 鹿島市立西部中学校PTA 監査委員

山本理恵子 	鶴田将臣 		
---	--	---	---

## 第 3 号 議 案

### 令和 8 年度 役員選出と承認について

鹿島市立西部中学校 PTA 会則第 7 条第 1 項の規定により、総会において承認が必要な令和 8 年度役員について、下記のとおり推薦いたしますので、承認を求めます。

令和 8 年 4 月 1 日

鹿島市立西部中学校 PTA

令和 8 年度役員選考委員長

田中 仁

#### 記

- |   |         |                  |                 |
|---|---------|------------------|-----------------|
| 1 | PTA 会長  | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 田中 仁            |
| 2 | PTA 副会長 | 明 倫              | ・・・・・・・・ 田中 さやか |
|   |         | 鹿 島              | ・・・・・・・・ 森 竜巳   |
|   |         | 北鹿島              | ・・・・・・・・ 神谷 眞理子 |
|   |         | 能古見              | ・・・・・・・・ 岩屋 孝徳  |
| 3 | PTA 監査員 | 北鹿島              | ・・・・・・・・ 高見 玄   |
|   |         | 能古見              | ・・・・・・・・ 中島 拓弥  |

※ 新年度役員（常任委員）の紹介～

令和 8 年度 西部中学校 P T A 役員名簿 参照

## 令和8年度 西部中学校PTA役員（案）

### 【 常任委員 】

	役 職 名	地区名	氏 名	学年・組	生徒名
1	会 長	浅 浦	田 中 仁	1-4	美 怜
2	副会長(明)	末 光	田 中 さやか	3-1 1-4	颯 旭
3	副会長(鹿)	高 津 原	森 竜 巳	1-2	愛 羅
4	副会長(北)	井 手	神 谷 眞 理 子	1-2	由 美
5	副会長(能)	大 殿 分	岩 屋 孝 徳	3-4	悠 那
6	母親部長	乙 丸	野 田 小 百 合	3-1	彩 空
7	総務環境部長	筒 口	山 口 彰	3-3	愛 結
8	保体指導部長	横 田	田 中 誠 也	3-2	凜 咲
9	広報部長	執 行 分	森 澤 睦 実	2-5	光 貴
10	1年学年部長	納 富 分	坂 本 了 一	1-5	未 来
11	2年学年部長	行 成	岡 真 由 美	2-5	絢 翔
12	3年学年部長	南 川	蒲 原 陽 介	3-2	塔 弥
13	監 査 (北)	古 城	高 見 玄	1-2	莉 生 汰
14	監 査 (能)	土 穴	中 島 拓 弥	1-4	優 愛
15	顧 門	若 殿 分	田 中 雄 弥	2-4	李 於
16	校 長	佐 賀 市	田 中 学	・	・
17	教 頭	嬉 野 市	古 賀 一 人	・	・
18	監事（事務局）	太 良 町	中 島 博 之	・	・
19	監事（庶 務）	江 北 町	野 田 秀 和	・	・

## 令和8年度地区評議員一覧

	地区名	氏名	年組	生徒名		地区名	氏名	年組	生徒名
鹿島校区（10名）					能古見校区（6名）				
1	城内・大手	仲原 潔	2-3	悠真	1	伏原・浅浦・三嶽	家永 岳	2-4	莉愛
2	高津原	古賀 カヲリ	1-4	翔真	2	中川内 南川 筒口	見陣 直樹	3-4	ゆのは
3		中野 宏和	1-2	心寧	3		森田あかね	2-3	宗志
4		松崎 大将	1-4	玖彩蘭	6	大殿分	北川 愛	3-1	絆愛
5	東町 西牟田	山口 美香	1-1	菜子	7		古賀 由香里	2-2 2-3	千緋那 悠臣
6		岩崎めぐみ	1-5	悠翔	8	山浦・本城	松本 留美	2-1	翔斗
7	新町	三宅 克彦	2-4	亮羽	明倫校区（13名）				
8	中牟田	山口 孝子	2-4	理王	1	若殿分 納富分	田中 佳代	2-4	李於
9		原口 友子	2-4	大和	2		松岡 綾実	2-5 2-4	新隼
10	横田	森田 侑加	2-4	晴菜	3		石丸佐知子	2-3	煌
北鹿島校区（7名）					4	行成	大島 直哉	3-5	里桜
1	本町	馬場 大樹	3-1	航大	5		淵野 慎也	3-3	湧生
2	乙丸				6	執行分	森澤 博之	2-5	光貴
3	中村	森岡 寿	3-3	竜	7		安田 訓明	2-5	悠乃
4	組方				8	井手分	宮崎 実樹	3-1	彩寧
5	森	松枝 卯康	2-2	亜実	9	末光	鶴田 健	1-3	竜也
6	土井丸	橋本 弘一	2-3	竜馬	10		小野原 登	1-1	真由
7	井手				11	馬渡	山口 優美	1-5	咲綾
8	三部	國廣 淳史	3-1	舞花	12	小舟津 犬王袋 世間 重ノ木	小森 敬	1-2	香里奈
9	新籠	山上 剛	1-4	真宗	13		杉光 崇	1-3	彩良
10	常広	松尾 直之	2-3	泰駕					
11	古城								

## 令和8年度 P T A 専門部役員一覧

総務環境部											
部長	筒口	山口彰	3-3	愛結	6	部員	大殿分	古賀 由香里	2-2 2-3	千緋那 悠臣	
1	部員	中牟田	山口 孝子	2-4	理王	7	部員	執行分	安田 訓明	2-5	悠乃
2	部員	中牟田	原口 友子	2-4	大和	8	部員	大殿分	北川 愛	3-1	絆愛
3	部員	本町	馬場 大樹	3-1	航大	9	部員	末光	小野原 登	1-1	真由
4	部員	中村	森岡 寿	3-3	竜	10	部員	末光	鶴田 健	1-3	竜也
5	部員	<small>中川内/南川/筒口</small>	見陣 直樹	3-4	ゆのは	担当職員	チーフ (諸隈慎太郎) 1年 (光山、古賀、中島明) 2年 (諸隈、谷口) 3年 (田島、百田)、級外 (野田)				
担当役員	大殿分	岩屋孝徳	3-4	悠那							

保体指導部											
保体部長	横田	田中誠也	3-2	凜咲	6	部員	行成	渕野 慎也	3-3	湧生	
1	部員	土井丸	橋本 弘一	2-3	竜馬	7	部員	高津原	古賀 カヲリ	1-4	翔真
2	部員	三部	國廣 淳史	3-1	舞花	8	部員	高津原	松崎 大将	1-4	玖彩蘭
3	部員	常広	松尾 直之	2-3	泰駕	9	部員	<small>伏原/浅浦/三遊</small>	家永 岳	2-4	莉愛
4	部員	行成	大島 直哉	3-5	里桜	10	部員	執行分	森澤 博之	2-5	光貴
5	部員	横田	森田 侑加	2-4	晴菜	担当職員	チーフ (小川耕史) 1年 (小川、井上)、2年 (峰松、辻) 3年 (畑、石橋、小島)				
担当役員	高津原	森竜巳	1-2	愛羅							

広報部					母親部						
広報部長	執行分	森澤睦実	2-5	光貴	総務部長	乙丸	野田小百合	3-1	彩空		
1	部員	高津原	中野 宏和	1-2	心寧	1	部員	<small>城内・大手</small>	仲原 麻美	2-3	悠真
2	部員	新町	三宅 克彦	2-4	亮羽	2	部員	<small>東町/西牟田</small>	山口 美香	1-1	菜子
3	部員	<small>中川内/南川/筒口</small>	森田あかね	2-3	宗志	3	部員	<small>若殿分/納富分</small>	田中 佳代	2-4	李於
4	部員	<small>若殿分/納富分</small>	松岡 綾実	2-52-4	新隼	4	部員	井手分	宮崎 実樹	3-1	彩寧
5	部員	<small>若殿分/納富分</small>	石丸佐知子	2-3	煌	5	部員	<small>山浦/本城</small>	松本 留美	2-1	翔斗
6	部員	<small>小倉津/大王袋 世間/重ノ木</small>	杉光 崇	1-3	彩良	担当役員	井手	神谷真理子	1-2	由美	
7	部員	森	松枝 卯康	2-2	亜実	担当職員	チーフ (中村成美) 1年 (中村成、森、長谷川) 2年 (西村、瀧川) 3年 (大隈、井手、中村貴) 級外 (平井、本谷)				
8	部員	<small>東町/西牟田</small>	岩崎めぐみ	1-5	悠翔						
9	部員	新籠	山上 剛	1-4	真宗						
10	部員	馬渡	山口 優美	1-5	咲綾						
11	部員	<small>小倉津/大王袋 世間/重ノ木</small>	小森 敬	1-2	香里奈						
担当役員	末光	田中 さやか	3-1 1-4	颯 旭							
担当職員	チーフ (西村成司) 1年 (西村、馬場)、3年 (諸岡、田崎) 2年 (秋永、大久保、原、田中、堀渕、田崎)										

令和8年度入学 第1学年 PTA役員一覧			1年時学年部長	坂本 了一
			2年時学年部長	大村 亜紀
			3年時学年部長	中野 博之
学級	役員	地区名	氏名	生徒名
1組	1年時	西牟田	井川 由佳	1-1 祐玖
	2年時	上浅浦	中村 恭葉	泰盛
	3年時	本町	森田 雅美	衣知花
2組	1年時	小舟津	松浦 和美	1-2 あかり
	2年時	横田	島 洋平	颯一郎
	3年時	森	中野 博之	由菜
3組	1年時	執行分	藤山 由香	1-3 晃静
	2年時	高津原	大村 亜紀	紗依
	3年時	末光	鶴田 健	竜也
4組	1年時	執行分	竹下 恵美	1-4 夏 梨
	2年時	井手分	藤家 香菜子	龍雅
	3年時	執行分	池田 和美	碧
5組	1年時	納富分	坂本 了一	1-5 未来
	2年時	南川	見陣 直樹	うるは
	3年時	西牟田	下村 亜加里	京花

令和8年度 第2学年 PTA役員一覧			2年時学年部長	岡 真由美
			3年時学年部長	小池香織
学級	役員	地区名	氏名	生徒名
1年時 1組	2年時	高津原	力竹 利恵	2-4 咲月
	3年時	末光	小池 香織	幸来
1年時 2組	2年時	行成	岡 真由美	2-5 絢翔
	3年時	若殿分	向井 亮平	花音
1年時 3組	2年時	中牟田	松本 美香	2-5 彩愛
	3年時	末光	植松 賢二	晴斗
1年時 4組	2年時	土井丸	橋本 実里	2-3 竜馬
	3年時	末光	山口 宗介	雄士
1年時 5組	2年時	大手	中嶋 彩	2-3 杏華
	3年時	重ノ木	松尾 雅恵	咲希

第3学年 PTA役員一覧			学年部長	蒲原 陽介
学級	役員	地区名	氏名	生徒名
1組	3年時	井手分	松尾 杏珠	3-4 虎珂
2組	3年時	高津原	有森 明日香	3-2 義高
3組	3年時	南川	蒲原 陽介	3-2 塔弥
4組	3年時	高津原	岩永 さゆり	3-4 帆央
5組	3年時	行成	野中 さおり	3-1 芽依

## 令和8年度 鹿島市立西部中学校 PTA 活動方針（案）

### 【活動目標】

家庭と学校がそれぞれの役割を理解し、ともに協力して子どもたちの健やかな成長を図る。

### 【活動目的】

1. 子どもたちを理解するとともに、保護者としての資質向上を図る。
2. 保護者と先生方との交流を深め、研修をすすめる。
3. 子どもたちの健全育成に重点を置き、よりよい環境づくりに努める。
4. 子どもたちの安全を考え、安心感を与えられるよう努力する。

### 【活動方針】

1. 会員の意見を吸収し、PTA 活動に反映させていく。
2. 保護者・地域・先生方が互いに交流を深め、子どもに関する情報交換の機会をもち、学年・学級活動を活発にする。
3. よりよい環境づくりのために地域とともに協力し、特に子どもの健全育成に重点を置き、安全対策、非行防止に万全を尽くす。
4. PTA 活動への積極的な参加を促し、個人（会員）の負担感を考慮した「一人一役・全員参加」の体制づくりを推進する。

### 【専門部の事業計画】

1. 総務環境部 教育講演会の開催、校内環境点検、親子環境美化作業の実施
  2. 保体指導部 懇親球技大会、体育大会のサポート、心肺蘇生講習会、登下校時の交通安全指導、校外の防犯パトロール（鹿島おどり、花火大会）、あいさつ・声かけ運動、通学路の安全点検
  3. 広報部 広報誌の編集・発行、取材の計画・実施
  4. 母親部 研修会の実施、食育運動（MY べんとうの日等）、母親部だより発行
  5. 学年部 学年部学級役員の情報交換会、学年別行事の実施
- ※ 上記の活動計画は各専門部で協議し、常任委員会で決定し実施するものとする。

### 【結び】

昨年度、地域とのつながりや、会員の皆さんの声を聞く機会を増やしてきたことで、これまでよりもより PTA 活動が開かれたものになってきました。今年度はその流れを受け継ぎながら、無理をせず、出来る時に関われる PTA 活動を意識していきたいと考えています。

子供たち一人ひとりの笑顔や成長を何よりも大切にし、そのために私たち大人ができることを考え行動することを土台としながら、みなさんの知恵をお借りし、より参加しやすい PTA にしていければ嬉しいです。

会員の皆さんには、日頃のお仕事やご家庭のことなどでお忙しい中ご協力いただくこととなりますが、無理なく・楽しく・協力し合って取り組んでいけたらと思っています。どうぞよろしく願いいたします。

令和8年度 九州・県・市・西部中学校PTA事業計画（案）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月
常任委員会	常任委員会 役員会等	新旧常任委員会、第1回常任委員会 学級役員選考（1年入学式）  全体役員会	保、指、常合同部会	第2回常任委員会	第3回常任委員会		第4回常任委員会
	部外行事	市P新旧会長、校長会 PTA総会	市P連定期総会	県下一斉交通指導 県P定期総会 市P連懇親球技大会 琴路会（総会）	市P連第1回会長会 市P連広報部長会議	市P連、市教委連携協力会議	県下一斉交通指導 市P連第2回会長会
総務環境部			第1回総務環境部会	教育講演会		第2回総務環境部会 環境整備 校内環境チェック	
保体指導部			保、指、常合同部会 第1回保体指導部会 下旬 球技大会練習会	上旬 球技大会練習会 市P連懇親球技大会 下校時マナー指導	第2回保体指導部会	巡回指導（鹿島おどり） 巡回指導（納涼花火）	
広報部			第1回広報部会	教育講演会取材	単P広報部長会議 第2回広報部会 広報誌発行		第3回広報部会
母親部			市P連第1回母親部長会		県P連母親委員交流会		
学年部		17 授業参観・PTA総会受付		1年学年部会 2年学年部会 3年学年部会			
その他		年間7回～8回程度 鹿島市人権学習会（エイブル 他）					

		10月	11月	12月	1月	2月	3月
常任委員会	常任委員会 役員会等	18 体育大会駐車場係 <small>体育大会(10/18)</small>	第5回常任委員会		第6回常任委員会	第7回常任委員会	会計監査 第8回常任委員会
	部外行事		1 県下一斉親子ホットタイム		県P市郡連リーダー研修会	市P連活動、少年の夢発表会	卒業式駐車場係 市P連第3回会長会
総務環境部		第3回総務環境部会				第4回総務環境部会	
保体指導部	第3回保体指導部会 18 体育大会駐車場係		自転車点検 下校時マナー指導			第4回保体指導部会	
広報部	18 体育大会取材						第4回広報部会 広報誌発行
母親部				研修会		市P連第2回母親部長会	
学年部							
その他							

令和8年度 西部中学校PTA予算(案)

単位:円

【収入の部】

項 目	7年度予算	8年度予算	増 減	備 考
1 繰越金	2,379,325	2,552,519	173,194	
2 会 費	1,684,800	1,573,255	△ 111,545	※保護者世帯数+職員会員数
3 雑収入	0	0	0	貯金利息
4 その他	0	0	0	
合 計	4,064,125	4,125,774	61,649	

【支出の部】

単位:円

款	項 目	7年度予算	8年度予算	増 減	備 考
1	運営費	1,150,000	1,150,000	0	
	(1) 会議費	170,000	170,000	0	
	① 総会費	50,000	50,000	0	感謝状、総会用紙・インク代他
	② 各種役員会費	120,000	120,000	0	九P大会参加費、各種会議費等
	(2) 事務費	510,000	510,000	0	
	① 役員旅費	400,000	400,000	0	役員旅費・泊・日当等 (九P宮崎大会含む)
	② 渉外費	40,000	40,000	0	市P総会、市P連研究大会等
	③ 慶弔費	50,000	50,000	0	
	④ 事務費	20,000	20,000	0	送料、振込手数料等、事務用品代
	(3) 負担金	470,000	470,000	0	
	① 負担金	470,000	470,000	0	市P会費、県P会費、安全互助会費
2	活動費	1,568,400	1,570,600	2,200	
	(1) 成人教育費	580,000	580,000	0	
	① 研修費	20,000	20,000	0	各種役員研修会参加費等
	② 諸行事参加費	60,000	60,000	0	市P球技大会等
	③ 広報費	500,000	500,000	0	広報誌「セイブ」
	(2) 生活福祉費	210,000	220,000	10,000	
	① 教育奨励費	160,000	170,000	10,000	証書ホルダー、胸章等
	② 校外生活指導費	30,000	30,000	0	生徒指導用品代等
	③ 進路指導費	20,000	20,000	0	進路指導事務用品等
	(3) 専門部費	650,000	650,000	0	
	① 総務環境部費	450,000	450,000	0	部会費、教育後援会講師謝礼等
	② 広報部費	50,000	50,000	0	部会費、活動費等
	③ 保体指導部費	100,000	100,000	0	部会費、活動費等
	④ 母親部費	50,000	50,000	0	部会費、環境整備費(溝掃除・物品購入等)
	(4) 学年部費	108,400	100,600	△ 7,800	
	1年学年部活動費	34,200	31,400	△ 2,800	学年部会、学年行事等(@200*157名)
	2年学年部活動費	36,000	33,600	△ 2,400	学年部会、学年行事等(@200*168名)
	3年学年部活動費	38,200	35,600	△ 2,600	学年部会、学年行事等(@200*178名)
	(5) 地区研修費	20,000	20,000	0	
	① 活動費	20,000	20,000	0	地区役員会費(会場費等)
3	教育振興費	450,000	450,000	0	
	(1) 学校行事協力費	340,000	340,000	0	
	① 各種行事協力費	200,000	200,000	0	儀式生花、浄書委託
	② 文化体育協力費	140,000	140,000	0	中体連等、九州・全国大会出場補助
	(2) 研究奨励費	110,000	110,000	0	
	① 職員研修費補助	100,000	100,000	0	各種研修会参加費、資料代等
	② 各種研究費負担金	10,000	10,000	0	各種研修会負担金、地区文教費等
4	予備費	895,725	955,174	59,449	
	(1) 予備費	895,725	955,174	59,449	
	合 計	4,064,125	4,125,774	61,649	

## 鹿島市立西部中学校PTA会則

### 第1条 (名称)

本会は、鹿島市立西部中学校 PTA と称する。

### 第2条 (事務局)

本会の事務局を西部中学校内に置く。

### 第3条 (会員)

本会の会員は、西部中学校に在籍する生徒の保護者と勤務する教職員とする。

### 第4条 (目的)

本会は、会員の緊密な連携と協力のもとに、生徒の健全な育成と福祉の増進を図り、教育の発展に資することを目的とする。

### 第5条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 学校教育活動に対する協力事業
- 2 生徒の健全育成と福祉に関する事業
- 3 会員の研修・資質の向上に関する事業
- 4 教育環境の整備に関する事業
- 5 その他、本会の目的達成のために必要な事業

### 第6条 (役員)

本会の役員は、次のとおりとする

- 1 会長
- 2 副会長(4名)
- 3 監査委員(2名)
- 4 評議員(若干名)
- 5 常任委員(若干名)

### 第7条 (役員を選出・任期)

役員を選出及び任期は、次のとおりとする。

- 1 会長・副会長・監査委員は、会員の中から役員会で選出し、総会で承認を受けるものとする。
- 2 評議員は各地区、各学年、教職員の中から若干名をもってあてるものとする。
- 3 常任委員は、会長・副会長・各専門部長、各学年部長、および校長、教頭、その他必要な者をもってあてるものとする。
- 4 役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。役員欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### 第8条 (役員の仕事)

役員の仕事は次のとおりとする。

- 1 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときその代理を務める。
- 3 監査委員は、業務並びに会計を監査し、その結果に意見を付して総会に報告しなければならない。
- 4 常任委員は、常任委員会に出席し、必要事項の審議と処理にあたる。

### 第9条 (顧問)

本会に若干名の顧問を置くことができる。

- 1 顧問は、本校の教育に密接な関連を有し、教育に識見ある者を、役員会で推薦し会長が委嘱する。
- 2 顧問は、本会発展のために協力する。

### 第10条 (幹事)

本会に幹事若干名を置く。幹事は会長が委嘱し、庶務会計にあたる。

## 第11条（機関）

本会に次の機関を置く。

- 1 総会は本会の最高議決機関で毎年1回年度当初に開き、次の事項について審議決定する。
  - (イ) 事業計画、予算、決算の審議について
  - (ロ) 会長、副会長、監査委員の委嘱について
  - (ハ) 会則の改正について
- (ニ) その他、重要事項の審議決定について
- 2 臨時総会は、次の場合に開くものとする。
  - (イ) 会長が必要と認めたとき
  - (ロ) 会員の3分の1以上の要請があったとき
- 3 常任委員会は、会長が招集し、次のことを行う。
  - (イ) 総会で議決されたことの執行に関することについて
  - (ロ) 緊急事項の協議及び処理。
- 4 学年PTAは、各学年の会員で組織し、本会の目的達成に努める。
- 5 地区PTAは、各地区に組織し、本会の目的達成に努める。
- 6 規則等は、別途地区ごとに定める。
- 7 本会に、専門部を置き、各組織の活動を通じて会の目的達成にあたる。

## 第12条（会費等）

本会の運営は、会費及び寄付金、その他の収入は、教育振興会とし、その事業については、常任委員会で決定し、総会の承認を受けるものとする。

## 第13条（会計年度）

本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（付則）

- 1 本会則に明記していない事項については、別に細則、規程で定める。細則、規程は常任委員会で定める。
- 2 本会則は、昭和50年5月26日から実施する。

昭和50年5月26日 制定

昭和55年5月17日 一部改正

昭和58年3月 8日 一部改正

昭和59年3月 7日 一部改正

昭和60年4月27日 一部改正

昭和62年4月22日 一部改正

平成 2年4月11日 一部改正

平成 6年4月27日 一部改正

平成16年4月30日 一部改正

平成23年3月18日 一部改正

令和 6年 4月 19日 一部改正

## 鹿島市立西部中学校PTA細則

- 第1条 本細則は、鹿島市立西部中学校 PTA 会則(以下本則という。)付則第1条の規定により定める。
- 第2条 本則第6条の2における副会長の選出は、次の要領による。  
・各小学校区から1名を選出する。
- 第3条 本則第6条の3における監査委員は、鹿島・北鹿島校区から1名、能古見・明倫校区から1名を選出する。
- 第4条 本則第11条の1における定足数は、会員の3分の1以上とし、議決は出席会員の2分の1以上の賛成を必要とする。
- 第5条 第4条の定足数は、委任状も含むものとする。
- 第6条 本則第7条の3の各専門部長は、会員の中から各1名選出し、学年部会代表(学年部長)は、各学年部会評議員から1名選出する。
- 第7条 本則第11条の8による専門部に次の各部をおく。  
・専門部は、部長及び評議員で組織し、副部長若干名を置く。  
(1) 総務環境部 (2) 広報部 (3) 保体指導部 (4) 母親部 (5) 学年部
- 第8条 本則第12条の会費は、会員1人あたり月額270円とし、年額3,240円と定める。

昭和50年5月26日制定  
昭和55年5月17日改正  
昭和58年3月8日改正  
昭和59年3月7日改正  
昭和60年4月27日改正  
昭和62年4月22日改正  
平成2年4月11日改正  
平成6年4月27日改正  
平成16年4月30日改正  
平成23年3月18日改正  
令和6年4月21日改正

## PTA表彰並びに慶弔規程

- 第1条 本規定は、鹿島市西部中学校 PTA 会則付則第1条の規定により定める。
- 第2条 会長退任の場合は感謝状を贈る。
- 第3条 団体及び個人で、表彰に値する功績があった場合はその都度協議し、決定する。
- 第4条 弔事の場合は、次のように香典を贈る。  
・ 会員死亡の場合10,000円  
・ 生徒死亡の場合10,000円
- 第5条 その他、会員に事故等あるときは、その都度協議し決定する。

## PTA旅費規程

1 出張の場合は、西部中学校 PTA 旅費規定により旅費等を支給する。

地 区	旅 費	日 当 (半日当たり)
A 地区(県外) <small>※ 公的交通機関、貸し切りバス利用のときは全額補助</small>	2,000円	500円
B 地区(唐津・鳥栖・神埼・諸富等)	1,500円	500円
C 地区(佐賀市周辺・伊万里・多久)	1,000円	500円
D 地区(武雄・嬉野・太良)	500円	500円
E 地区(鹿島市内)	なし	500円

## 西部中学校教育振興会会則

第1条	本会は、鹿島市立西部中学校教育振興会と称す。
第2条	本会の事務局を西部中学校内に置く。
第3条	本会は、次の会員をもって組織する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 西部中学校を卒業した者。及び、西部中学校に在籍したことがあり、入会を希望し、会長の承認を得た者。</li> <li>2 西部中学校教職員及び入会を希望する旧職員。</li> <li>3 西部中学校PTA会員及び入会を希望する旧会員。</li> </ol>
第4条	本会は、西部中学校の教育振興並びに、会員相互の学習活動及び、親睦と連携を図り、本校の発展に寄与することを目的とする。
第5条	本会は、前条の目的を達成するために、次の事業及び協力を行う。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 鹿島市立西部中学校の設立周年行事にかかる事業</li> <li>2 鹿島市立西部中学校生徒の文化的活動、体育的活動及び教育振興に資する事業</li> <li>3 記念植樹等の維持管理にかかる事業</li> <li>4 その他、役員会が特に必要と認める事項</li> </ol>
第6条	本会に次の役員を置く。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 会長（1名）</li> <li>2 副会長（2名）</li> <li>3 理事（6名）</li> <li>4 幹事（若干名）</li> <li>5 監査（若干名）</li> </ol>
第7条	役員を選出方法及び任期は次の通りとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 会長、副会長、理事、監査は会員の中から選出する。</li> <li>2 幹事は、西部中学校教職員の中から会長が委嘱する。</li> <li>3 本会の役員任期は1年とする。ただし再任を妨げない。</li> <li>4 役員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</li> </ol>
第8条	役員の仕事は次のように定める。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 会長は本会を代表し、会務を統括する。</li> <li>2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。</li> <li>3 理事は、本会の事業を計画し、また、緊急事項を審議処理する。</li> <li>4 幹事は会長の委嘱により、会務及び会計事務を処理する。</li> <li>5 監査は会計及び事業の監査にあたり、必用な機関に報告する。</li> </ol>
第9条	本会に次の機関を置く。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 総会は年1回開き、本会の目的達成に必要な事項の審議決定を行う。</li> <li>2 臨時総会は、会長が必用と認めたときに開く。</li> <li>3 役員会は会長が招集し、総会、役員会で決定された事項の執行を行う。</li> </ol>
第10条	本会の議決は、出席者の過半数の賛成で成立する。
第11条	本会の経費は、会費及び寄付金、その他の収入をもってあてる。 会費は、在校生が卒業する際に納入するものとし、金額は細則で定める。
第12条	本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。
	(付則)
	1 本会則に定めのない事項については、役員会に諮り、別に細則で定める。

- 2 本会則を変更するときは、総会に諮り、決定する。
- 3 本会の会費は、この会則施行以前から西部中学校同窓会会費として積み立てられた会費及びその利息など、一切を引き継ぐものとする。
- 4 本会則は、平成7年4月27日から施行する。

### 西部中学校教育振興会細則

第1条	<p>会則第6条に定める役員の構成は、次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 会長は、PTA会長をあてる。</li> <li>2 副会長は、前々代の顧問と、該当年度の校長の2名をあてる。</li> <li>3 理事は、教頭1名、PTA副会長5名の6名をあてる。</li> <li>4 幹事は、教職員の中から1名をあてる。</li> <li>5 監査は、前代の顧問と、該当年度のPTA監査4名をあてる。</li> </ol>
第2条	会則第9条の1に定める総会は、PTAの総会と兼ねて開催することができるものとする。
第3条	会則第11条に定める会費の額は、1人1,000円とする。

(第1条の役員構成)

	会長	副会長	理事	幹事	監査
琴路会	/	1	1	/	1
学校	/	1	1	2	/
PTA	1	/	5	/	4
合計	1	2	7	2	5

平成7年4月 PTA総会にて制定  
令和4年4月17日 一部改正

## 【児童生徒の皆さんへ】

# 鹿島市「小中学生のインターネットの安全利用の約束」

- 1 インターネット（スマートフォン、SNS、オンラインゲームなど）の利用は夜9時までとし、家族と一緒に決めた「家庭のルール」を守ります。
- 2 スマートフォン等は、学校（部活動の場）に持ってきません。
- 3 インターネット上に個人情報（写真を含む）をのせません。
- 4 インターネット上で知り合った人に個人情報を教えたり、直接会ったりしません。
- 5 インターネット上でも、見る人の気持ちを考え、見る人がいやがるようなことをしません。
- 6 困ったことがあったら、すぐに親や先生など周りの大人に相談します。

## 【保護者の皆さんへ】

# 鹿島市「小中学生のインターネットの安全利用に関する指針」

## 持たせる際の責任とリスク管理は保護者の義務です！

- 1 スマートフォン等を所持、使用させる際には、鹿島市小中学生のインターネットの安全利用の約束を守らせ、保護者が責任を持ってすべてのトラブル（児童・生徒・保護者間のトラブル、高額請求、ネット依存、生活リズムの乱れ）に対応する。
- 2 インターネット利用について、ネット利用に潜んでいるリスクを確認し、子どもと一緒に「家庭のルール（使用時間や場所、使用方法など）」を決め、フィルタリング設定を必ず行う。
- 3 子どもの使用状況を把握し、夜9時以降は、インターネット利用をさせない。  
SNS等での連絡・会話も夜9時以降はさせない。



### 鹿島市PTA連合会

鹿島小学校PTA・能古見小学校PTA・古枝小学校PTA  
浜小学校PTA・北鹿島小学校PTA・七浦小学校PTA  
明倫小学校PTA・西部中学校PTA・東部中学校PTA

鹿島市教育委員会 鹿島市立小中学校校長会

家庭掲示用

2024年1月改定

【保護者の皆さんへ】

## スタートは大人の見守りが必要です！！



自転車も水泳も、最初是一緒にやって慣れさせるところからスタートし、安全を保ちながら徐々に練習のレベルを上げ、一人前になるまでは大人が見守りを続けていきます。

しかし、スマホやタブレットは初めから“大人と同じ道具”を、安全に利用できる設定もせず自由に使わせているのです！！

## 話し合いましょう！インターネットのルール



「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」により、保護者にもインターネット上に青少年に有害な情報があることを理解することや利用の管理、監視を行い、使い方を教える努力をすること、などが求められています。

インターネット上のトラブルは、「ついうっかり」「知らなかった」という言いわけが通じません。だから、スマートフォン等を持たせるかどうかは、その目的や必要性から保護者が判断する必要があります。

また、実際にこのようなトラブルが起きています。

- ① 言葉の行き違いが原因となって友達との関係が悪くなったり、いじめにつながったりした。
- ② 書き込みや投稿の内容は学校で確認ができないため、具体的に指導することや拡散を止めることができなかった。
- ③ ゲームや動画をみることをやめられなくなってしまうネット依存になり、学習に集中することができなくなった
- ④ 夜遅くまでインターネットを利用することで生活リズムが崩れ、登校ができなくなった。
- ⑤ 友達との長時間の SNS 交流で学習時間が確保できなくなった。
- ⑥ インターネット上で会った人にだまされたり、直接会うことで傷つけられたりすることがあった。
- ⑦ 個人情報や奪い取られて迷惑メールがずっと届いたり、高い金額を支払ったりすることになった。

これらのトラブルから子どもたちを守るために、鹿島市「小中学生のインターネットの安全利用に関する指針」をもとに、子どもたちとインターネットのルールについて話し合いましょう。

## いじめ問題、フィルタリング、家庭のルール作りで



困ったときは、ぜひ参考に！！

1 家庭でのルール作りの参考に  
安全で安心なインターネット利用のために  
「文部科学省委託事業資料」



3 フィルタリングや  
セキュリティ対策には  
「安心ネット作り促進協議会 HP」



2 年齢に応じたルール作りの参考に  
「普及啓発リーフレット集  
内閣府 HP」



4 いじめ問題等の相談窓口  
「子どもの人権110番」



# 知っていますか? 自転車の違反に 青切符導入!

令和8年4月1日から

※この資料で「法」とは、道路交通法をいいます。

取り締まりの対象年齢は

**16歳以上!**

こんな違反は  
**反則金**  
の対象に!!  
※一例を記載

## 自転車等に対する交通反則通告制度 (「青切符」による取り締まりを行う反則金制度)が適用に

(法第125条及び別表第2関係)

※交通反則通告制度とは、比較的軽微な交通違反に交通反則告知書(いわゆる「青切符」)が交付され、違反者が反則金を納付すれば刑事罰に科されない制度です。

自転車関連事故や自転車の違反による検挙件数が増え、取り締まりに実効性や合理化が求められる中、刑事手続とは異なるこの制度の導入により、比較的軽微な違反が迅速かつ円滑に処理されます。

反則金の額の一覧はこちら



携帯電話の使用等(保持)

反則金 **12,000円**

遮断踏切立ち入り

反則金 **7,000円**



並進



二人乗り

反則金 **3,000円**



一時不停止



イヤホンの使用



反則金 **5,000円**



走行中に携帯電話を使用して交通の危険が生じたり、「酒酔い運転」や「妨害運転」など、特に悪質な違反行為は交通反則通告制度の対象外のため、これまで通り赤切符を受け、刑事手続となります。

警察官の指導や警告を受けた場合はすみやかに従わなければなりません。

警告に従わずに違反行為を続けた場合や、通行車両や歩行者に危険を生じさせる行為、交通事故につながるような悪質・危険な違反行為は、取り締まりの対象となります。

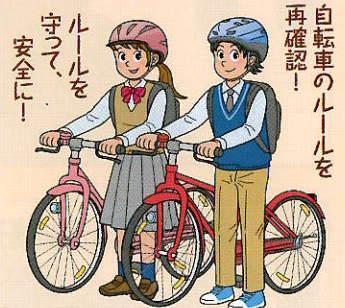


取り締まりは、自転車事故が多い時間帯や場所等重点的に実施されます。

※平成27年6月1日より、一定の危険な行為を3年以内に2回以上行くと、自転車運転者講習の受講が義務付けられています(14歳以上が対象)。

車両の運転者としての自覚と責任を持ち、今まで以上に、ルールをしっかり守りましょう。

自転車の基本的なルール「自転車安全利用五則」を確認してみましょう。



一定の危険な行為「自転車危険行為」を過去3年以内に2回以上繰り返すと…

# 「自転車運転者講習」の受講が命じられます!

命令を受けてから、3カ月以内の指定された期間内に受講しないと5万円以下の罰金!!



講習は3時間(有料)  
事違反した受講者の特性に応じた個別指導を含むものです。



## 受講義務の対象となる自転車危険行為の概要

※受講義務の対象となるのは14歳以上です。

**2 通行禁止道路(場所)の通行**  
法第8条第1項違反

車道進入禁止 特定小型原動機付自転車・自転車通行止め 歩行者専用

※警察署長の許可を得た場合は除きます。

**3 通行が認められ(許可されている)歩行者用道路での歩行者妨害**  
法第9条違反

**1 信号無視**  
法第7条違反

**4 歩道通行や、車道の右側通行等**  
法第17条第1項、第4項又は第6項違反

※道路の右側に設けられた路側帯を通行する行為もこの違反になります。

**5 路側帯での歩行者の通行妨害**  
法第17条の3第2項違反

**6 遮断踏切への立ち入り**  
法第33条第2項違反

**7 信号のない交差点等での優先車両(左方車・優先道路車)の通行妨害等**  
法第36条違反

**8 右折時における直進車や左折車への通行妨害**  
法第37条違反

**9 環状交差点での安全進行義務違反等**  
法第37条の2違反

**10 一時停止場所での不停止や交差車両等の通行妨害**  
法第43条違反

**11 歩道での歩行者妨害等**  
法第63条の4第2項違反

**12 ブレーキが不備・不良な自転車の運転**  
法第63条の9第1項違反

**13 酒気帯び運転等**  
法第65条第1項違反

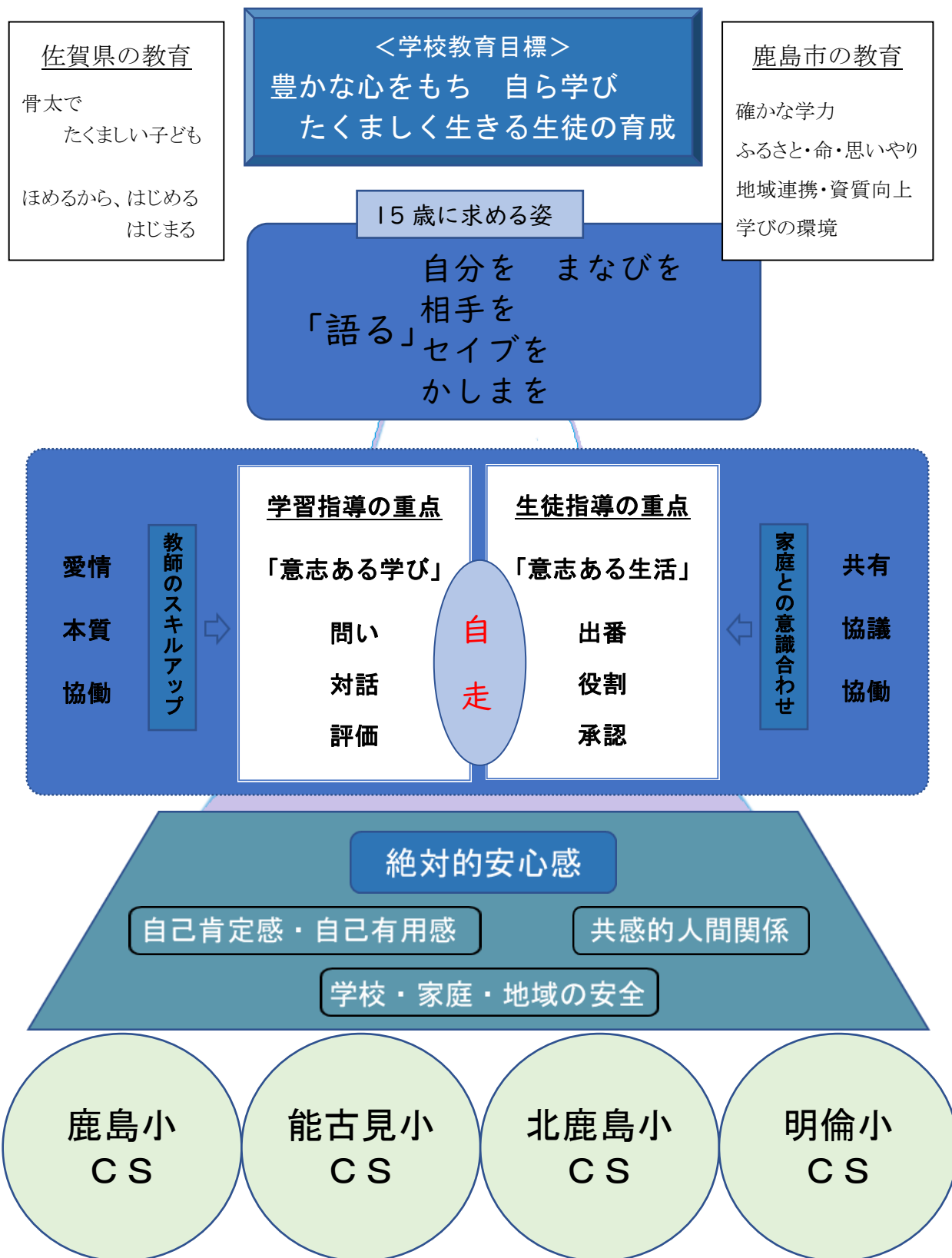
**14 安全運転義務違反**  
法第70条違反

※ハンドルやブレーキをしっかりと操作せず、他人に危険を及ぼした場合

**15 携帯電話使用等**  
法第71条第5号の5違反

**16 妨害運転**  
法第117条の2第1項第4号、法第117条の2の2第1項第8号違反

# 令和8年度「西部学校」構想



## 令和8年度 年間行事予定(案)

4月		5月		6月		7月		8月		9月	
1	(水)	1	(金)	1	(月)	1	(水)	1	(土)	1	(火)
2	(木)	2	(土)	2	(火)	2	(木)	2	(日)	2	(水)
3	(金)	3	(日) 憲法記念日	3	(水)	3	(金)	3	(月)	3	(木) 2年職場体験?
4	(土)	4	(月) みどりの日	4	(木)	4	(土) 地区総体	4	(火)	4	(金) 2年職場体験?
5	(日)	5	(火) こどもの日	5	(金)	5	(日) 地区総体(予備日)	5	(水)	5	(土)
6	(月)	6	(水) 振替休日	6	(土)	6	(月)	6	(木)	6	(日)
7	(火) 始業式・赴任式	7	(木)	7	(日)	7	(火)	7	(金)	7	(月)
8	(水)	8	(金)	8	(月)	8	(水)	8	(土)	8	(火)
9	(木) 第52回入学式 14:00~	9	(土)	9	(火) 教育相談	9	(木)	9	(日)	9	(水) 前期期末テスト
10	(金)	10	(日)	10	(水)	10	(金)	10	(月)	10	(木) 前期期末テスト
11	(土)	11	(月)	11	(木) 教育相談	11	(土) 県総体(陸上・柔道)	11	(火) 山の日 閉庁日	11	(金) 前期期末テスト
12	(日)	12	(火)	12	(金) 教育相談	12	(日) 県総体(陸上・柔道)	12	(水) 閉庁日	12	(土)
13	(月) 新入生歓迎会	13	(水)	13	(土)	13	(月)	13	(木) 閉庁日	13	(日)
14	(火) 心臓検診	14	(木)	14	(日)	14	(火)	14	(金) 閉庁日	14	(月)
15	(水)	15	(金)	15	(月)	15	(水)	15	(土) 閉庁日	15	(火)
16	(木)	16	(土)	16	(火)	16	(木)	16	(日) 閉庁日	16	(水)
17	(金) 授業参観 PTA総会	17	(日)	17	(水)	17	(金)	17	(月) 閉庁日	17	(木)
18	(土)	18	(月)	18	(木) 人権集会	18	(土) 県総体	18	(火)	18	(金)
19	(日)	19	(火)	19	(金)	19	(日) 県総体	19	(水)	19	(土)
20	(月)	20	(水) 3年修学旅行(1日目)	20	(土) 県総体(バドミントン・テニス・ソフトボール)	20	(月) 海の日	20	(木)	20	(日)
21	(火)	21	(木) 3年修学旅行(2日目)	21	(日) 県総体(バドミントン・テニス・ソフトボール・空手)	21	(火) 二・三者面談	21	(金)	21	(月) 敬老の日
22	(水)	22	(金) 3年修学旅行(3日目)	22	(月)	22	(水) 二・三者面談	22	(土)	22	(火) 国民の休日
23	(木)	23	(土)	23	(火)	23	(木) 二・三者面談	23	(日)	23	(水) 秋分の日
24	(金)	24	(日)	24	(水)	24	(金) 二・三者面談	24	(月)	24	(木)
25	(土)	25	(月)	25	(木)	25	(土)	25	(火) 3年SAGAテスト	25	(金)
26	(日)	26	(火)	26	(金)	26	(日)	26	(水) 3年SAGAテスト	26	(土)
27	(月)	27	(水)	27	(土) 地区中体連総合大会	27	(月) 二・三者面談	27	(木)	27	(日)
28	(火)	28	(木)	28	(日) 地区中体連総合大会	28	(火)	28	(金)	28	(月)
29	(水) 昭和の日	29	(金)	29	(月)	29	(水)	29	(土)	29	(火)
30	(木)	30	(土)	30	(火)	30	(木)	30	(日)	30	(水)
		31	(日)			31	(金)	31	(月)		

10月		11月		12月		1月		2月		3月	
1	(木)	1	(日)	1	(火)	1	(金) 元日 閉庁日	1	(月)	1	(月)
2	(金) 地区駅伝大会	2	(月)	2	(水)	2	(土) 閉庁日	2	(火) 県立特別入試?	2	(火) 県立一般入試?
3	(土)	3	(火) 文化の日	3	(木) 人権集会	3	(日) 閉庁日	3	(水) 特別支援学校入試?	3	(水) 県立一般入試?
4	(日)	4	(水)	4	(金)	4	(月)	4	(木) 私立後期入試?	4	(木)
5	(月)	5	(木) 合唱コンクール?	5	(土)	5	(火)	5	(金)	5	(金) 第52回卒業証書 授与式?
6	(火)	6	(金) 県駅伝大会	6	(日)	6	(水)	6	(土)	6	(土)
7	(水)	7	(土)	7	(月)	7	(木)	7	(日)	7	(日)
8	(木)	8	(日)	8	(火)	8	(金)	8	(月) 1・2年学年末テスト	8	(月)
9	(金) 前期終業式	9	(月)	9	(水)	9	(土)	9	(火) 1・2年学年末テスト	9	(火)
10	(土)	10	(火)	10	(木) 生徒会長選挙立 会演説会・選挙	10	(日)	10	(水) 1・2年学年末テスト	10	(水)
11	(日)	11	(水)	11	(金)	11	(月) 成人の日	11	(木) 建国記念の日	11	(木)
12	(月) スポーツの日	12	(木)	12	(土)	12	(火)	12	(金)	12	(金)
13	(火) 3年SAGAテスト	13	(金)	13	(日)	13	(水)	13	(土)	13	(土)
14	(水) 3年SAGAテスト	14	(土)	14	(月)	14	(木)	14	(日)	14	(日)
15	(木)	15	(日)	15	(火)	15	(金)	15	(月)	15	(月)
16	(金)	16	(月)	16	(水)	16	(土)	16	(火)	16	(火)
17	(土)	17	(火)	17	(木)	17	(日)	17	(水)	17	(水)
18	(日) 第52回西部中 体育大会	18	(水) 3年学年末テスト	18	(金)	18	(月)	18	(木)	18	(木)
19	(月) 振替休日	19	(木) 3年学年末テスト 1・2年後期中間テ スト	19	(土)	19	(火)	19	(金)	19	(金)
20	(火)	20	(金) 3年学年末テスト 1・2年後期中間テ スト	20	(日)	20	(水)	20	(土)	20	(土)
21	(水)	21	(土)	21	(月)	21	(木)	21	(日)	21	(日) 春分の日
22	(木)	22	(日)	22	(火)	22	(金)	22	(月)	22	(月) 振替休日
23	(金)	23	(月) 勤労感謝の日	23	(水)	23	(土)	23	(火) 天皇誕生日	23	(火)
24	(土)	24	(火) 三者面談3年	24	(木)	24	(日)	24	(水)	24	(水) 修了式・辞任式
25	(日)	25	(水) 三者面談3年	25	(金)	25	(月)	25	(木)	25	(木)
26	(月)	26	(木) 三者面談3年	26	(土)	26	(火)	26	(金)	26	(金)
27	(火)	27	(金) 三者面談3年	27	(日)	27	(水)	27	(土)	27	(土)
28	(水)	28	(土)	28	(月)	28	(木) 生徒総会	28	(日)	28	(日)
29	(木)	29	(日)	29	(火) 閉庁日	29	(金)			29	(月)
30	(金)	30	(月) 三者面談3年	30	(水) 閉庁日	30	(土)			30	(火)
31	(土)			31	(木) 閉庁日	31	(日)			31	(水)

# R 8 学校生活の心得

## 1. 時間について

- (1) 朝は7:30以降に登校し、8:05までに教室に入室しておく。  
遅刻や欠席をする時は、マチコミ、電話で保護者から学校に連絡をしてもらう。  
8:05以降に登校したら、遅刻連絡票をもらい、教室にいる先生に提出する。
- (2) 8:05の黙想後、朝の会を行う。
- (3) 学校生活については、校時表に従い、時間を守って行動する。
- (4) 授業開始は2分前行動を行い、チャイムと同時に黙想、授業を始める。
- (5) 給食の時間は、4時間目終了後の10分間でトイレ・手洗いを済ませ、着席する。
- (6) 完全下校時間を守る。

## 2. 校内生活について

### (1) 校舎の使い方

#### 【1】教室、特別教室等の使い方

- ① ファーストバッグ、セカンドバッグは、必ず2カ所の教室ロッカーに入れる。  
机の間の通行の妨げになる物は、机の横に置かない、掛けない。
- ② 体育館シューズ・リコーダー・絵の具道具等は、教科の先生の指示に従う。  
教室で管理するときは、個人ロッカーか、まとめて空きロッカーに入れる。
- ③ 教科書等は持ち帰る。担任、教科の先生から指示があったものは置いてよい。
- ④ 傘は昇降口の傘立てに保管する。(各自の出席番号のところを使用する)
- ⑤ 下校時は、教室や廊下の窓を確実に施錠する。
- ⑥ 許可なく自分の学級以外に立ち入らない。他学年の階に行かない。  
その他、立ち入っては行けない場所には行かない。
- ⑦ 2、3階のベランダは立ち入り禁止とする。
- ⑧ 特別教室は、授業のとき以外、許可が無い限り立ち入らない。
- ⑨ 職員室は、表示されているマナーを守って入室する。  
印刷室は、担当の先生に依頼して、印刷してもらう。
- ⑩ 保健室を利用する時は、職員室で「保健室利用カード」をもらい、職員室の先生と一緒に保健室に行く。

#### 【2】廊下、トイレ、トークプラザ等の使い方

- ① 渡り廊下は、3年生は1階、1、2年生は2階を通る。
- ② トイレは、学年フロア最寄りのトイレを使用する。  
3年生は、図書室前のトイレも使用してよい。  
2年生は、理科室前のトイレも使用してよい。  
B棟2階のトイレは、特別支援学級の生徒が優先して使用する。
- ③ トークプラザは、周りに配慮した過ごし方をする。土足厳禁。  
雨天時、給食時間は、トークプラザは使用しない。
- ④ 非常時を除き、非常口から出入りしない。非常階段は使用しない

### (2) 登下校について

- ① 登校後は、下校するまで学校から出ない。
- ② 放課後は、速やかに部活動に参加する、もしくは、下校する。
- ③ 登下校中に、寄り道や買い物をしない。
- ④ 登下校は、交通法規を守り、事故のないようにする。  
事故にあった場合は、軽微な事故でも保護者に連絡し、学校、警察にも届け出る。
- ⑤ 自転車通学を希望するものは、自転車通学規則により、許可願を提出し、学校長の許可を得る。

### (3) 所持品について

- ① 貴重品については各自で責任を持ち、朝、必ず先生に預ける。
- ② 学習に不要なものは校内に持ち込まない。  
刃物（カッターナイフ、はさみ等）の持ち込みは禁止する。
- ③ 自分の所持品には、必ず自分の名前を記入する。
- ④ トラブルを防ぐために、お金や物の貸し借りや売買はしない。

### (4) その他

- ① 誤って校舎校具を破損したときは、すぐに先生に届け出る。
- ② 公衆電話は3年玄関の1台なので、時間に余裕をもって利用する。
- ③ 校舎内では周りに配慮し、落ち着いて静かに過ごす。

## 3. 校外生活について

- (1) 帰宅後に外出をする場合は、すべて保護者の責任とする。
- (2) 地域や公共施設などでは、迷惑をかけないように過ごす。
- (3) 以下の内容は犯罪行為であり、補導等の対象になるので行わない。
  - ① 万引き（窃盗罪）（そばで見ている、万引きの品物を受け取ることも同罪）
  - ② 放置してある自転車や物を勝手に持ち帰る（占有離脱物横領罪）
  - ③ 喫煙や飲酒（未成年飲酒喫煙禁止法）
  - ④ 民家や私有地を勝手に通行したり、車での乗降をしたりする（住居侵入罪）
  - ⑤ 友人宅に許可なく入る（住居侵入罪）
  - ⑥ 民家等への落書き（器物損壊罪）
  - ⑦ 自転車の二人乗り、並進、信号無視等（道路交通法違反）
  - ⑧ 保護者が許可していない人の車やバイクの運転と同乗（道路交通法違反）
- (4) 以下の内容は、命の危険につながる行為のため、行わない。
  - ① エアガン、花火の利用
  - ② 川や堤等での遊泳
  - ③ 禁漁池での魚釣り（蟻尾山等の堤）
- (5) 遊技場（ゲームセンター、ボウリング場、カラオケボックス等）への立ち入りは、保護者同伴とする。
- (6) ボートレースチケットショップ鹿島（ボートピア）は保護者同伴でも立ち入らない。

## 4. インターネット、SNS等の利用について

- (1) 情報モラルを身につけ、正しくインターネット、SNSを利用する。
- (2) 自分や他人が特定できるような個人情報（写真を含む）の書き込みはしない。
- (3) 他人を誹謗中傷（ひぼうちゅうしょう）する投稿はしない。
- (4) 犯罪に巻き込まれたり、関与したりしないよう十分に注意する。  
SNSで知り合った相手と絶対に会わない。
- (5) プライベートゾーンの画像、動画を撮らない、送らない、要求しない。
- (6) 鹿島市「小中学生のインターネットの安全利用の約束」を守る。

## R 8 身だしなみや持ち物に関する規定

### 1. 制服について

- ・制服を着用する際は、自分のためのおしゃれではなく、全ての人が気持ちよく生活できる清潔感のある身だしなみ、西部中の生徒として品位を保つ身だしなみをする。
- ・制服には移行期間を設けず、気候と体調に合わせて自分で制服を選ぶものとする。(式典時除く)
- ・新制服、旧制服それぞれで正しい着こなしをする。旧制服からの移行期間は令和10年度とする。

#### (1) フォーマル(式典時)の着こなし

カッターシャツやブラウスの第1ボタンはきちんととめ、裾はスラックスやスカートの中に入れる。学生服は、襟のホックをとめる。

- ① 冬服(始業式、入学式、終業式、修了式、卒業式、入学式)  
新A:ブレザー、長袖カッターシャツ、ネクタイまたはリボン、スラックスまたはスカート、靴下(白)  
旧B:学生服、長袖カッターシャツ、スラックス、靴下(白)  
旧C:セーラー、長袖ブラウス、スカート、靴下(白)
- ② 合服  
新A:長袖カッターシャツまたはブラウス、スラックスまたはスカート、靴下(白)  
旧B:長袖カッターシャツ、スラックス、靴下(白)  
旧C:長袖ブラウス、合服ベスト、スラックスまたはスカート、靴下(白)
- ③ 夏服  
新A:半袖ポロシャツ、スラックスまたはスカート、靴下(白)  
旧B:半袖開襟シャツ、スラックス、靴下(白)  
旧C:半袖ブラウス、スカート、靴下(白)

#### (2) 通常時(式典を除く)の着こなし

- ① フォーマルの服装に準ずる。新A、旧B、旧Cタイプのいずれを着用しても構わない。
- ② カッターシャツやブラウスの第2ボタンはきちんととめ、裾はスラックスやスカートの中に入れる。
- ③ ポロシャツの第2ボタンはきちんととめる。
- ④ 上着の下に着るものは、学校指定のカッターシャツ、ブラウス、ポロシャツを着用する。
- ⑤ 上着の下に着るセーターやベスト等については、以下の通りとする。
  - ・ブレザーの下に着るもの  
→セーター、カーディガン、ベスト等で、色は派手でないもの
  - ・学生服、セーラー服の下に着るもの  
→体育ジャージ、トレーナー、セーター、カーディガン、ベスト等で、色は派手でないもの
- ⑥ ブレザー着用時は、必ずネクタイまたはリボンを着用する。
- ⑦ 気温の変化等で着用が必要な場合は、ジャージの着用を認める。
- ⑧ スカート丈は「ひざが隠れる長さ」とする。
- ⑨ スラックス丈は「床につかない長さ」とし、ベルト(黒・茶)を着用する。  
ベルトは、バックルが大きいものや穴が二段になっているもの、穴がたくさんあるものは不可。
- ⑩ 靴下の色は白・黒・紺・グレーの単色とする。ワンポイントを認める。くるぶしが隠れる長さとする。ただし、式典時(始業式・終業式・修了式・卒業式・入学式)は白色とする。
- ⑪ 制服が着用できない事情がある場合、保護者を通じて「身なりに関する届出」を提出し、学校長の許可を受ける。

### 2. 頭髪等について

頭髪は、全生徒が快適に学校生活を送れるような「清潔」で「誰が見てもおかしくない髪型」とする。

- (1) 染色、脱色、パーマ(ストレートパーマも含む)などの加工をしない。
- (2) 整髪料(ワックス、ジェル、スタイリング剤等)は使用しない。
- (3) 眉を加工しない。(眉そり・眉ぬき・眉染め・眉カットは禁止)
- (4) 化粧やアイプチ、カラーコンタクトなど、不必要な装飾をしない。

(5) 髪長さ等は以下の通りとする。

- ① 前髪は、目にかからない。かかる場合は、ピンできちんととめる。
- ② 横髪は、顔にかからないようにする。かかる場合は、ピンできちんととめる。
- ③ 後ろ髪は、肩にかからないようにする。  
かかる場合は、耳の下の位置に、ゴム（黒・紺・茶色）で、1つか2つに結ぶ。  
また、髪が長い場合、プール後と給食当番時のみ、お団子でまとめて良いものとする。  
※ピンやゴムは装飾品のついていないものを使用すること。
- ④ 特異な髪型（そりこみや極端に段差のある髪型、左右非対称など）は禁止とする。
- ⑤ 特別な事情がある場合は、保護者を通して「身なりに関する届出」を提出し、学校長の許可を受ける。

### 3. 防寒着等の使用について

(1) 防寒着（コート、ダウンジャケット、ジャンパー等）について

- ① 屋外での使用を許可する。ファスナーやボタンは閉める。
- ② 色は、白・黒・紺・グレーを基調とし、シンプルなものとする。  
ただし、部活動のウィンドブレーカーは色を問わない。

(2) 防寒具（マフラー・ネックウォーマー・手袋）について

- ① 屋外での使用を許可する。職員室などに着用したまま入らない。
- ② 色は派手でないものとする。
- ③ 安全面を考慮し、長くたすことがないような巻き方をすること。

(3) 防寒着（タイツ）について

- ① 色は、黒またはベージュの無地とする。

### 4. バッグ類

- ① 学校指定のファーストバッグ、セカンドバッグを使用する。他のバッグ類は使用しない。  
ただし、水泳バッグは衛生面上から使用を許可する。
- ② アクセサリー（お守り、キーホルダー）は、取り違い防止のため、1個まで許可する。

### 5. 体育用服装

- ① 学校指定のハーフパンツ、半袖シャツ、上下ジャージとする。  
シャツは、必ず、ハーフパンツやズボンに入れる。

### 6. 通学用靴

- ① 通学靴は、運動に適した白色のひも靴（スポーツシューズ）とする。

### 7. 上履き

- ① 学校指定のスリッパとする。  
ただし、けが等で使用できない場合は、先生の許可を得て他のスリッパ等を使用してもよい。

### 8. 体育館専用シューズ

- ① 学校指定のものとし、体育館フロア内でのみ使用する。

### 9. その他

- ① 髪型や服装の変更、流行による髪型・服装や派手なものの判断は、生徒指導部会で協議し、運営委員会で判断、決定する。

### 10. 違反に対する対応

- ① 上記の規定を守れない場合、内容や程度に応じて以下のような対応を行う。
  - ・保護者に連絡する。
  - ・学校で改善させる。
  - ・教室ではなく、別室で過ごす。
  - ・継続的に担任や学年主任、生徒指導担当などと面談を行う。

# R8タブレットPC活用のルール

学習内容をより理解し、豊かな学びにするための道具として、全校生徒でルールを守り、「安心・安全・快適」に活用しましょう。

## 1. 使用の目的と基本ルール

- ・学習活動専用：学習以外の目的（遊びなど）で使ってはいけません。
- ・使用場所：学校と家庭のみで使用します。指示がある場合を除き、それ以外では使いません。
- ・保管・充電：各学年の指示に従い、保管、充電します。
- ・持ち帰り：家庭に持ち帰る際は、必ず担任の先生に許可を取ってください。
- ・返却：卒業時に返却し、次の新入生へ引き継ぎます。3年間大切に使いましょう。

## 2. 故障・破損を防ぐために（取り扱い）

- ・丁寧な操作：落とす、濡らす、磁石を近づける、落書きするなどの行為は厳禁です。
- ・衝撃・圧力：キーボードや画面（タッチパネル）を強く叩いたり、無理な力で開閉したりしないでください。
- ・保管環境：直射日光、湿気、ストーブの近くなど、故障につながる場所に置かないでください。
- ・移動中：登下校中はトラブル防止のため、カバンから出さないようにします。
- ・不具合時：動かない、接続できない等のトラブル時は、勝手に修理しようとせず、すぐに先生に報告してください。  
※故意に破損させた場合は、修理代金を負担してもらうことがあります。

## 3. 安全・適切なネット利用（情報モラル）

- ・アカウント管理：IDやパスワードは自分だけの大切なものです。他人に教えたり、他人のものを使ったりしてはいけません。
- ・個人情報・著作権：自分や他人の個人情報をネットに上げないでください。また、ネット上の画像や文章の著作権を守り、自分の作品のように偽ったり勝手に作り変えたりしません。
- ・カメラ・保存：カメラは先生の許可がある時のみ使い、人を撮る際は必ず相手の許可を得ます。データの保存も学習に必要なものに限定してください。
- ・マナー：相手を傷つける書き込みは絶対にしません。不適切なサイトに入ってしまったら、すぐにタブを閉じ先生に知らせます。
- ・設定の維持：壁紙、アイコン、色など、端末の設定を勝手に変えてはいけません。

## 4. 健康と管理について

- ・健康への配慮：30分に1度は目を休め、暗い場所での使用は避けてください。
- ・利用履歴：適切な利用の確認やトラブル対応のため、学校や教育委員会が閲覧履歴等を確認することがあります。
- ・利用の制限：ルールを守れない場合や学習外の利用があった場合、保護者に伝えた上で使用を認めないことがあります。

## 5. 保護者のみなさまへ

- ・環境整備：家庭でのWi-Fi接続、および持ち帰り時の適切な利用（時間・場所・内容）のサポートをお願いします。
- ・ルールの更新：今後ルールが変更・追加される場合があります。その際は都度お知らせします。

# 令和8年度 西部中学校 部活動運営計画

## 1 部活動のねらい

- (1) 部活動は、自分の興味・関心のあるものに3年間継続して取り組むことによって、個性を伸ばし、良き社会人となるための基礎を作るものである。
- (2) ルールやマナーを守り礼儀を身につけ、節度ある人間となるよう努める。
- (3) 困難に耐え、努力することによってたくましい体力と精神力を養う。
- (4) 仲間と共に活動することによって、喜び合い、楽しみながらよりよい人間関係をつくる。

## 2 入部(退部)手続き

保護者の同意を得て、次のような手続きを経て、入部(退部)を認める。

※入部の場合 保護者の同意→入部願→担任→顧問→正式入部

※退部の場合 保護者の同意→退部願→顧問→担任→正式退部

## 3 活動について

### (1) 活動時間

活動時間は、**17:00 部活動終了、17:15 下校完了**とする。顧問が立てた計画に沿って、体操服または所定のユニフォームで活動する。

※ 活動時間終了後、15分以内に校門を出る。

※ 遠距離通学の生徒については

下校時刻等を十分配慮する。また、天候によっては、下校時間を早めることもある。

### (2) 更衣について

① 帰りの会終了後、下校準備をして所定の場所(更衣室または教室)で、素早く更衣する。(バック、履き物等は整理整頓する。)

② 活動中の服装は、体操服または各部で決められた服装とする。

③ 活動が終了したら、素早く制服に着替えるか、または各部指定の服装で直ちに下校する。(各部指定のウインドブレーカーやジャージで下校してもよい。)

④ 活動終了後は、校舎内へ立ち入らない。また、施錠してあるところを開けない。

### (3) 部室使用について

① 部室は原則、道具管理場所として使用する。その他の時間には開けない。

(鍵は所定の場所で管理する)

② 必要以外の物は絶対に持ち込まない。

③ 定期的に部室を清掃し、清潔さを保つ。

(4) テスト前の取り扱いについて

定期テスト前の活動は、3日前から休みとする。

(5) 休日および長期休業中の練習

- ① 休日の活動は、顧問の指示に従って活動する。顧問が不在の場合、活動はしない。
- ② 長期休業中は、休業前に立てた計画に基づいて活動する。キャプテン・部長は、活動の開始・終了の連絡をする。(職員室に連絡し、日誌の記入を行う。)
- ③ 登下校時の服装は、制服か体操服(各部指定のウインドブレーカーやジャージは可)とし、通常の登下校の規定に従うこと。

徒歩通学の生徒でも、休日、休業中は自転車通学を認める。ただし、ヘルメットを正しく着用し、自転車通学の規定に従い、指定された場所に駐輪する。

- ④ 休養日については、原則、週当たり2日以上とする。毎週水曜日、土曜日又は日曜日の少なくとも1日以上とする。

※土日休日に大会等がある場合は、休みを振り替える。

(6) 対外試合について

- ① 交通事故等絶対にないように、十分気をつけること。
- ② 学校間でのトラブルが発生しないよう、十分気をつけること。

(7) その他

- ① 始業前、昼休みの練習は、原則として禁止する。
- ② 部活動規定に反する行為があった部は、臨時顧問会議、活動停止や部の解散等の措置を行うこともある。
- ③ 運動部活動については、鹿島・嬉野・藤津地区中学校体育連盟、及び佐賀県中学校体育連盟に加盟するものとする。

## マチコミメール登録のお願い

1年1組	tmxz3599@machicomi.jp [ティーエムエックスゼット3599]	3年1組	tmxz6396@machicomi.jp [ティーエムエックスゼット6396]
1年2組	tmxz8894@machicomi.jp [ティーエムエックスゼット8894]	3年2組	tmxz4895@machicomi.jp [ティーエムエックスゼット4895]
1年3組	tmxz2984@machicomi.jp [ティーエムエックスゼット2984]	3年3組	tmxz5553@machicomi.jp [ティーエムエックスゼット5553]
1年4組	tmxz8299@machicomi.jp [ティーエムエックスゼット8299]	3年4組	tmxz5853@machicomi.jp [ティーエムエックスゼット5853]
1年5組	tmxz2762@machicomi.jp [ティーエムエックスゼット2762]	3年5組	tmxz9677@machicomi.jp [ティーエムエックスゼット9677]
2年1組	tmxz7253@machicomi.jp [ティーエムエックスゼット7253]	PTA常任委員 (本部役員)	tmxz7346@machicomi.jp [ティーエムエックスゼット7346]
2年2組	tmxz8235@machicomi.jp [ティーエムエックスゼット8235]	PTA役員 (地区評議員) (学年役員)	tmxz2868@machicomi.jp [ティーエムエックスゼット2868]
2年3組	tmxz7845@machicomi.jp [ティーエムエックスゼット7845]	部活動指導員	tmxz5239@machicomi.jp [ティーエムエックスゼット5239]
2年4組	tmxz5525@machicomi.jp [ティーエムエックスゼット5525]		
2年5組	tmxz5243@machicomi.jp [ティーエムエックスゼット5243]		

○ 兄弟姉妹が在籍の場合、すべてのお子さまの学年・学級に登録をお願いします。

○ 登録時の氏名は、西部太郎・父 や、西部太郎・母 のように、

漢字で、生徒氏名に続けて、【 ・(続柄) 】を必ず入力してください。

※ ニックネーム、略称、かな、等での入力はしないで下さい。

※ 絵記号等は使わないで下さい。

★登録されたメールアドレスは、本目的以外に使用することはありません★

# マチコミ登録手順書



FAQ

<https://support.machicomi.jp/>

登録方法などご不明な点がありましたらこちらをご覧ください。



## ○ 事前準備

1. 学校・施設から通知された「登録用メールアドレス」をご準備ください。  
※登録用メールアドレスをご不明な場合、施設（学校）の担当者へお問い合わせください。
2. [machicomi.jp] からのメールが受信できるように必ずドメイン指定受信設定をしてください。  
※ドメイン指定受信設定をされない場合、登録後に施設（学校）からのメールが届かなくなる場合があります。  
※ソフトバンクもしくは WILLCOM をご利用の方の場合、なりすまし救済リストに「machicomi.jp」を登録してください。

## ○ 登録手順

### スマートフォンの方

すでにマチコミアプリをご利用中でグループの新規登録・追加登録を行なわれる方は、アプリトップの「グループを追加する」より手続きをお願いします。

- ① ご利用の機種に対応したアプリ（無料）をインストールしてください。……………▶
- ② アプリを起動し「新規登録」をタップしてください。
- ③ 利用規約をお読みいただき、「同意」をタップしてください。
- ④ 新規登録画面が表示されます。スマートフォンで受信可能なメールアドレスとパスワード、PIN コード（※1）等、必要項目を入力してください。
- ⑤ 「④」で入力したメールアドレス宛に認証コードが届きます。（※2）届いた認証コードをアプリに入力してください。
- ⑥ ユーザー情報入力画面が表示されます。必要事項を入力し、「登録」をタップしてください。
- ⑦ グループ登録画面が表示されます。「事前準備」で用意した「登録用メールアドレス」を入力し、グループへの登録手続きを行なってください。（※3）
- ⑧ 「⑦」の手続き後、アプリトップに登録したグループが表示されていれば完了です。

- ※1 登録されたメールアドレスが機種変更等で利用できなくなった際に使用するコードです。
- ※2 認証コードが届かない場合、「事前準備」の「ドメイン指定受信設定」をご確認ください。
- ※3 施設（学校）管理者の設定により、グループ登録時にパスワードや登録情報入力求められる場合があります。パスワードをご不明な場合、施設（学校）の担当者へお問い合わせください。



### 従来型携帯電話・PCの方

- ① 「事前準備」で用意した「登録用メールアドレス」宛てに空メールを送信してください。手続きに必要な情報が折り返しメールが届きます。（※1）
- ② 返信メール内の「<従来型携帯電話をご利用の方>」の URL にアクセスしてください。
- ③ 画面の手順に沿ってグループの登録を行なってください。（※2）

- ※1 認証コードが届かない場合、「事前準備」の「ドメイン指定受信設定」をご確認ください。
- ※2 施設（学校）管理者の設定により、グループ登録時にパスワードや登録情報入力求められる場合があります。パスワードをご不明な場合、施設（学校）の担当者へお問い合わせください。

GPS と音声で子どもを見守る



マチコミの不審者情報と連携して音声で子どもを守る  
スマホから子どもの居場所がいつでもわかる

<https://mimori-ai.jp>



詳しくはコチラから

